

# ご旅行条件書 募集型企画旅行

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面及び同法12条5による契約書面の一部になります。

本書には、募集型企画旅行の販売に際して、地球の歩き方T&E（以下当社といいます）とお客様との間で締結する募集型企画旅行契約に関する重要な事項が記載されていますので、必ずご一読頂きますようお願いします。

※ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）にあります。

※募集型企画旅行の内容・条件はインターネットホームページ等において旅行日程等

コース毎の条件を説明したもの、本旅行条件書・確定書面（最終日程表）及び、観光

認可印による当社旅行業約款（募集型企画旅行契約）にあります。

※当旅行条件は予告なしに変更される場合がございます。予めご了承ください。

## ●お申込み条件

1.日本国内在住、日本語により口頭および書面（電子メール、ウェブページを含む）でのコミュニケーションが可能なこと以外の募集型企画旅行契約のお申し込みをお断りする場合があります。

2.但し、以下の場合はお申し込み時に必ずお申し出ください。もしお申し出がなくその後に該当していることが発見された場合は、契約成立後でも契約を解除させていただく場合がございます。

2.1 20歳未満の方のみのご参加

2.2 妊産婦の方

2.3 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方

2.4 特定のお客様層に対する旅行目的を有する旅行につき、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合

2.5 に該当される場合、保護者の同意書が必要です。18才未満の方は保護者の同行を条件としていただきます。

2.6 お客様がいる場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただく、コースの一部について内容を変更させていただくが、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

3.お客様ご旅行中の疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態にならなかった場合が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

4.お客様ご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。

5.お客様ご都合による旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定時刻等を書面にて連絡頂きます。

6.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りすることができます。

7.当社は一人一人様参加の方の志向の相部屋希望はお受け致しません。必ず一人部屋追加代金をお支払い頂きます。

8.そのほか、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合もあります。

## ●お申込み手順と旅行契約の成立

1.当社は、電子メール（ウェブの予約画面を含む）・お電話・ファクシミリその他の通信手段により、募集型企画旅行契約のお申込みを受け付けています。

2.当社は、お客様からの申込みに対する回答を電子メール（ウェブの回答画面を含む）・お電話・ファクシミリその他の通信手段によりご連絡させて頂きます。

3.当社が旅行契約の予約の承諾した翌日から起算して日以内に下記の金額のお申込みをお支払いしていただきます。申込みは旅行代金もしくは取消料の一部に充当します。この期間内にお申込みがなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

●別表第一 申込金(第五条第一項関係)

| 区分                | 申込金(おひとり)   |
|-------------------|-------------|
| 旅行代金が30万円以上       | 5万円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が15万円以上30万円未満 | 3万円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が15万円未満       | 2万円以上旅行代金まで |

4.旅行契約は、電子メール（ウェブの予約画面を含む）・ファクシミリでお申込みの場合には、申込みのお支払い後当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申込みの場合は、本項3により申込みを当社が受理したときに成り立たれます。

5.お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様のキャセル待ち状態であるお待ち掛け確認を除いて、お客様をキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することができます。この場合でも当社は申込みを申し受けます（キャンセル待ちの登録は予約登録を承認するものではありません）。ただし、「当社が予約可能となつた旨を通知するにお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申込」が出た場合又は「お待ちいたがる期限までに結果として予約ができなかつた場合」は、当社は当該申込みを全額払い戻します。その際の銀行振込手数料はお客様の負担となります。

6.本項の段階で、キャンセル待ちの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行なったことに成り立つものとします。

## ●お客様が出来立てになる事項

1.(1)バスポート（旅券）およびビザ（在証）について

①当社旅行に参加しようとするお客様は必ずお申込み前にお客様ご自身にて、渡航先により異なる残存有効期間をご確認の上、旅行期間中に有効なパスポートをご用意ください。

②渡航先（及び乗り換え地点）によりビザ（査証）が必要な場合がありますが、原則として、ビザの必要な有の無の確認および取得はお客様ご自身にて行って顶きます。ただし、渡航先によってお客様ご自身でのビザの申請手続が行えない場合に限り、当社はお客様ご自身の求めに応じ、代行手続を行います。その際、ビザの申請料の他に、別途規定の渡航手続代行手数料、送付手数料を申し受けます。

▲バスポートビザ情報は、地球の歩き方ホームページ「旅行準備」「ビザ取得代行」ページhttp://www.arukikata.jp/visa/にてご確認頂くか、お申込みの際の係員へご確認下さい。

※当社は、お客様がバスポートビザの不備によってご旅行を中止せざるをえない事態が生じて、旅行代金の返金や補償には応じられませんのであらかじめご了承ください。

③日本国籍以外の方は、自國の領事館、渡航先の領事館、入国審査管理事務所にてご自身でご確認下さい。

④渡航先でのバスポート紛失等に備え、ご出発前にバスポートの最初のページ（お客様の情報が記載されているページ）のコピー及び予備のバスポート用写真（2枚）を旅券と一緒に持たなことをお勧めいたします。

2.保険について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫所」ホームページ：http://www.forth.go.jp/でご確認下さい。

3.海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報を出している場合があります。

下記の外務省「外務省海外安全」ホームページ：

http://www pubanzen.mofa.go.jp/でご確認下さい。

4.渡航先に「海外危険情報」が発出された場合は、次の場合は中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約内容を変更又は解除することあります。外務省「海外危険情報」が渡航の是非を検討していく以上に危険情報が発出された場合は、当社は旅行の進行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対しあ適な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめると当社は所定の取消料をいただきます。

## ●契約責任者

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の手配を行なう場合、その責任ある代表者は契約責任者と定め、当社と旅行者の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

## ●契約書面と最終旅行日程表の表記

本書面は、提供成約後、契約書面の一部となります。契約書面はインターネットホームページ等において旅行日程等コース毎の条件を説明したもの、本旅行条件書を確定書面（最終日程表）及び、観光認可印による当社旅行業約款（募集型企画旅行契約）にあります。

※当旅行条件は予告なしに変更される場合がございます。予めご了承ください。

## ●お申込み条件

1.日本国内在住、日本語により口頭および書面（電子メール、ウェブページを含む）でのコミュニケーションが支障なくなる考え方以外の募集型企画旅行契約のお申し込みをお断りする場合があります。

2.但し、以下の場合はお申し込み時に必ずお申し出ください。もしお申し出がなくその後に該当していることが発見された場合は、契約成立後でも契約を解除させていただく場合がございます。

2.1 20歳未満の方のみのご参加

2.2 妊産婦の方

2.3 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方

2.4 特定のお客様層に対する旅行目的を有する旅行につき、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合

2.5 に該当される場合、保護者の同意書が必要です。18才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2.6 お客様がいる場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただくが、コースの一部について内容を変更させていただくが、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

3.お客様ご旅行中の疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態にならなかった場合が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な処置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

4.お客様ご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。

5.お客様ご都合による旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定時刻等を書面にて連絡頂きます。

6.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りすることができます。

7.当社は一人一人様参加の方の志向の相部屋希望はお受け致しません。必ず一人部屋追加代金をお支払い頂きます。

8.そのほか、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合もあります。

## ●旅行代金の支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって21日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

旅行開始前の前日から起算してさかのばって21日前にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始前の日から起算してさかのばって21日前までに全額をお支払いいただきます。

また、早期申込割引（早割）等と称する、予約及び契約締結の期日が定められている企画旅行代金は銀行振込みにてお支払いいただけます。

旅行代金は銀行振込みにてお支払いいただけます。

●お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、ホームページなどに「旅行代金として表示した金額」

「アプロード代金」として表示した金額（マイナス）割引代金として表示した金額）をいいます。この合計金額は、「申込金」「取消料」「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

●追加代金

「追加代金」として表示した金額は、以下の代金・料金をいいます。

（あらゆる「旅行代金」の中にも含めて表示した場合を除きます。）

1.お一人部屋を使用される場合の追加代金

2.募集広告に明示される最少催行人員未満での催行確定のご希望をお受けする旨

ホームページ等における追加代金

3.延泊の結果、週末・祭日など運送機関の課す追加料金の設定がある日に日本帰着となった場合

4.ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップの為の追加代金

5.「食事なしプラン」等を基本とする旅行日程において「食事付きプラン」等への変更による差額料金

6.ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長の際の追加代金

7.ホームページ等で当社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する差額代金

8.その他ホームページ等で「XXXX追加代金・追加料金」と称するもの（航空会社指定代金・チケット代金・追加代金等）

●割引代金

「割引代金」は以下の代金をいいます。

（あらゆる「旅行代金」の中にも含めて表示した場合を除きます。）

1.ホームペジ等で当社が「トライアル割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊する事を条件に設定した1人あたりの割引代金

2.他のホームページ等で「XXX割引」と称するもの

●旅行代金に含まれるもの

1.旅行日程に明示した航空、船、鉄道等利用運送機関の運賃（等級が選択できるコースと特等等級を利用するコース）及びパンフレットに明示します。

2.旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所）/旅行日程に「お客様ご負担」とは「各自ご移動」と表記してある場合を除きます。

3.旅行日程に明示した観光の料金（ドライブ料金・料金等）/宿泊料金等

4.ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊料金

5.ホームページ等で当社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席料金

6.航空機による荷物の運搬料金お一人様スカーフ×個人の荷物運搬料金（航空機内荷物の運搬料金）

7.現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります）。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただ場合があります。

8.添乗員同行コースの添乗員費用。

9.上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしました。

●旅行代金に含まれないもの

1.旅行日程に明示した航空、船、鉄道等利用運送機関の運賃（等級が選択できるコースと特等等級を利用するコース）及びパンフレットに明示します。

2.旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所）/旅行日程に「お客様ご負担」とは「各自ご移動」と表記してある場合を除きます。

3.旅行日程に明示した観光の料金（ドライブ料金・料金等）/宿泊料金等

4.ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊料金

5.ホームページ等で当社が「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席料金

6.航空機による荷物の運搬料金お一人様スカーフ×個人の荷物運搬料金（航空機内荷物の運搬料金）

7.現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります）。但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただ場合があります。

8.添乗員同行コースの添乗員費用。

9.上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしました。

●旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中断・官公署の命令、当初の運行計画にからず、運送・宿泊サービスの提供の停止等による旅行の安全かつ円滑な実施を困難にするためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ連絡やかに当該事由が当社に開示し得るものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することができます。ただし、旅行代金が増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。

2.当社は、本項第一条の定めに適用運賃・料金の減額がなされるときは、同条の定めところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

3.旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

4.前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払った又はこれから支払われるべき費用を含む）が増加した場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

5.当社は、運送機関の運賃・料金等の旅行サービスの成立後に、運送機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を記載する旨の書面に記載した後に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

6.奇数人数でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人追加代金を申し受けける場合に、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋ととなったときは、契約を解除したお客様から取消料を受け取るほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

7.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

8.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

9.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

10.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

11.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

12.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

13.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

14.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

15.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

16.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

17.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

18.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

19.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

20.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

21.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

22.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

23.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

24.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

25.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

26.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

27.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

28.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

29.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

30.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

31.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

32.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

33.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

34.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約を解除した場合に、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

35.奇数の個室に宿泊する場合は、別途申し込んだお客様の一方が契約



## 語学研修プログラムの重要事項

### 日本発着利用航空会社について

当プログラムでは、下記の航空会社（航空会社略号案内）の利用を予定しております。

AA: アメリカン航空 / AC: エア・カナダ / AF: エールフランス / AY: フィンランド航空 / AZ: アリタリアイタリア航空 / BA: ブリティッシュエアウェイズ / BR: エバー航空 / CA: 中国国際航空 / CI: チャイナエアライン / CX: キャセイパシフィック航空 / CZ: 中国南方航空 / DL: デルタ航空 / EK: エミレーツ航空 / EY: エティッド航空 / GA: ガルーダインドネシア航空 / HA: ハワイアン航空 / JL: 日本航空 / JQ: ジェットスター航空 / KE: 大韓航空 / KL: KLM オランダ航空 / LH: ルフトハンザドイツ航空 / LX: スイスインターナショナルエアライズ / MH: マレーシア航空 / MU: 中国東方航空 / NH: 全日空 / NW: ノースウエスト航空 / NZ: ニュージーランド航空 / OS: オーストリア航空 / OZ: アシアナ航空 / PR: フィリピン航空 / QF: カンタス航空 / QR: カタール航空 / SK: スカンジナビア航空 / SQ: シンガポール航空 / SU: アエロフロート・ロシア航空 / TG: タイ国際航空 / TK: トルコ航空 / UA: ユナイテッド航空 / VN: ベトナム航空 /

利用予定航空会社については、日本発着時の航空会社を表記しています。乗り継ぎ便や現地内移動については他の航空会社となる場合があります。

### 渡航手続きについて

訪問国の入国ビザについては、ご希望によりお受け致します。その際別途渡航手続き代行契約を結ばせていただきます。方面・業務の都合によりお受けできないこともあります。当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得が出来なくともその責任を負いません。それによる取消・変更が発生した場合の取消料はお客様負担となります。

### ホストファミリー・寮（レジデンス）について

ホストファミリーや寮の詳細は、最終行程表と共に概ねご出発の7～3日くらい前（選択も前まで）にご連絡いたします。但し、ホストファミリーのプライバシー尊重のため、お知らせできる情報が限られる場合がありますのであらかじめご了承下さい。参加者側のさまざまな条件（アレルギーや喫煙の有無など）や、現地の事情により決定が遅れたり、一度通知されたホストファミリーが変更になる場合もあります。また、受入機関の都合で2軒以上のホストファミリー宅又は寮に滞在する場合もあります。いずれの場合も、それぞれのホストファミリーがプログラムの趣旨を理解・賛同して皆さんを迎えてくれることに変わりはありません。一家庭での滞在者数は、地域やコース、参加者の申込書内容等によって異なります。全行程あるいは日程の一部で一家庭に二人以上の複数名が滞在することがあります（複数滞在は、他国籍または日本人参加者と一緒にになる場合があります）。

(1) ホームステイの意義  
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国の文化・習慣・ものの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

(2) ホームステイの定義  
プログラム内でご紹介するホームステイは、宿泊するための部屋と食事を提供することのみを契約内容として、滞在費や食費を支払う宿型のペイティングシステムによるホームステイとなります。ペイティングシステムによるホームステイの場合、ホストファミリーは宿泊するための部屋と食事を提供することについては義務を負っていますが、余暇を

と共に過ごすなど、家庭生活を体験させることについては、ホストファミリーの厚意であり、契約上約束されているものではありません。受け入れ家庭にはいろいろなタイプの家庭があります。共働きの若い夫婦、リタイヤした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合、母子家庭等。また、人種も白人、黒人、アジア系、南米系などさまざまです。宗教についても各国・各家庭によって違います。家族構成や人種、宗教、職業等の希望を出すことはできませんし、各受入機関によって決定された受入家庭を上記の理由で変更・取消すことはできません。

#### (3) ホストファミリーの責務

プログラム内でご紹介するホームステイは、宿泊のための部屋と食事を提供することのみを契約内容として、滞在費や食費を支払う宿型のペイティングシステムによるホームステイとなります。ペイティングシステムによるホームステイの場合、ホストファミリーは宿泊するための部屋と食事を提供することについては義務を負っていますが、余暇と共に過ごすなど、家庭生活を体験させることについては、ホストファミリーの厚意であり、契約上約束されているものではありません。

#### (4) ホストファミリーの言語環境

ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の国言語」以外の言語を話す場合があります。家族の中に「留学目的の国言語」が話せない方がいる場合などのケースもありますが、参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

(5) ホストファミリーの変更（参加者よりの希望）  
参加者の個人的な理由かつ一方的な希望によるホストファミリーの変更はお受けできません。

#### (6) ホストファミリーの変更（現地の事情）

現地の家庭が参加者の受け入れを決定した後でも、家庭内の不慮の出来事や家族の病気、または天災などやむを得ない事情により急に受け入れが不可能になります、滞在をお断りすることができます。この場合には受け入れ家庭を変更したり、やむを得ずホテルや学生寮に滞在する場合があります。

#### (7) ホームステイ中の食事について

食事は家庭で食事をとる時に家族と同じものが提供されますが、何かの事情により食事の用意がされなかったとしても、それが故意によるものでなければ金銭での補償はありません。諸外国の食事は質素であると感じるかもしれません、家族と同じものが提供されている場合には、それにに対して不満を述べることはできますが、食事も異文化体験の1つととらえる心構えでいましょう。また、食事についてはご自身で準備していただく場合もあります。

#### (8) 滞在地区について

ホームステイ地区は主に学校から30～60分程度（大都市では60分～90分）の場所にあります。通学は距離によって徒歩や自転車・バス・電車などを利用し、その交通費は参加者の負担となります。一度決定したホームステイは、居住している場所や学校までの距離を理由に変更はできません。何らかの問題がある場合には、学校の宿泊担当者へご相談ください。

#### (9) 寮（レジデンス）滞在

パンフレット上の学生寮とは、各語学学校が契約している民間寮（レジデンス）での滞在となり、各部屋は原則として2～3人又は4人で使用します（コースによっては1人部屋使用もあります）。各部屋には机・ベッド・クローゼット（簡単な洋服ダンス）があります。バス・シャワーやドライ・コインランドリーは共有する場合がほとんどです。

(10) 寮（レジデンス）での生活・食事  
レジデンスには一般旅行者やいろいろな目的の

人たちが滞在しています。ルールを守り、他の人の迷惑にならないようにしましょう。食事つきコースの場合セルフサービス方式が多く、レジデンスのカフェテリアを利用します。食事なしコースは周辺のレストランで外食するか、食べ物をテイクアウトすることになります。

(11) 寮（レジデンス）から学校まで  
ロケーションにより、歩いて行ける場所から公共交通機関を利用して1時間程かかる場所もあります。交通費は参加者の負担となります。

#### (12) 寮（レジデンス）での注意事項

入退寮時間や食事時間などについての規則があります。入寮時によく説明を聞いて規則は必ず守ってください。規則に違反した場合、退寮処分など厳格な対応がなされることがあります。この場合の滞在費・授業料などの費用の返金は一切ありません。また、入寮時にデボジット（保証金）が必要となる場合があります（US\$100～US\$200程度）。お部屋に破損など問題がない場合は、退寮時に全額返金されます。各コース設定の寮が満室の場合、学校より寮の代案があります。その際、滞在条件や料金が変わるのはご案内致します。

### 研修参加の心得

#### (1) 授業

原則的には授業は月～金の週5日で行われます。土・日および祝祭日は休校となる為、授業は行われません。（その場合の返金・振り替え授業はありません。）研修初日にはレベル分けのテストが行われ、自分にあつたレベルで授業を受けます。日本人の英語レベルは他国籍の人と比べて文法は強く、リスニング・スピーキングが弱いといわれています。従ってクラス分けが初級から中級クラスに固まってしまい、特に学生が集中する春・夏休みの時期は、クラスメイトがほとんどまたは全員日本人になってしまいます。残念ながら日本人が多いという理由での変更はできません。また、レベル分けの結果、対象クラスがないことがあります。その場合はプライベートレッスンになり、レッスン数が少なくなる場合があります。レッスン回数はグループレッスン費用をもとに算出されます。

#### (2) 研修校担当者

語学研修中は、各学校の担当スタッフが皆さん手助けをいたします。日本人アドバイザーがいる学校もありますが、ない学校に関してはその国の言葉を勉強しに来ているわけですから、遠慮せずにわからぬことはどんどんスタッフに相談しましょう。実際に授業を受けてクラスのレベルが自分で合っていないと感じたら先生などに相談して下さい。適切なアドバイスや対応をしてくれます。但し、授業運営のやむを得ない事情により希望に添えない場合もあるでしょう。しかし意思表示のない場合は、「満不なし」と解釈されるのが常識です。疑問や要望は日本にいる家族の人に言つても心配させるだけですから、まずは学校のスタッフへ相談してください。

#### (3) 宿泊担当者（アコモデーション・コーディネーター）

滞在先を手配する責任者です。滞在先に関することは彼らに相談下さい。また、予期せぬ事情により、お約束している滞在条件を果たせない場合も稀にあります（約束されている食事の提供を受けられない等）。このような場合は、お早めに担当者へ状況を報告してください。皆さんの方から申し出がない限り、知らないままに研修が終わってしまうということになりかねません。

#### (4) 講師（アクティビティ・プログラム）

各学校では自由時間を利用して、アクティビティ・プログラム（ソーシャル・プログラム・エクスカーション等と呼ぶ事もある）と称する課外活動を行います。これらは原則的に参加は任意であり、別料金（ほとんど実費）を支払って現地で申し込みます。このプログラムは学校主催のため、アクティビティ

の一詳細・スケジュール・料金等は現地にてご確認ください。また、バンジージャンプなど通常の海外旅行保険ではカバーできない種類もあり、万一事故があった場合、当社の特別補償保険の適用範囲外となりますので、充分に考慮してご確認の上ご参加ください。保険会社とよく相談された後、運動危険割増特約などを付保されることをお勧めいたします。

#### (5) 休校日

現地の祝祭日および学校が独自に定める休校日は授業が行われず、原則として他の日に授業振り替えも行われません。入校日が休校日にあたる場合は、月曜日は自由行動となり、火曜日から登校となります。その場合の返金、振り替え授業はありません。

### 現地受入機関による契約解除

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は受入機関または受入家庭が滞在をお断りすることがあります。また、語学学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合も同様に以後の授業への出席をお断りすることがあります。いずれの場合も滞在費、授業料等の払い戻しはいたしません。また、ホームステイに替えてホテル滞在になった場合のホテル代や早期帰国等の追加費用は参加者の負担となります。

### 帰国日延長のお申し込みについて

お申込時、お客様のご希望により別途費用で旅行日程をばして帰国日を延長する手配をお受けすることができます。ご希望の内容によっては満席などの理由で手配できないこともあります。現地での追加の申し込みや変更は出来ません。ご自身で個人的にされる場合は、万が一の緊急対応のため、必ず日本の自宅に連絡先を届けていただき、弊社あて現地連絡先を提出していただくようお願いいたします。

### 空港送迎について

パンフレット記載のコースには全て往路分の空港出迎えが付いています。場合により空港にて同じ時間帯でご到着の方をお待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください。復路の送迎は含まれておらずませんので、ご自身で空港へ向かってください。（交通費は参加者負担となります）

### 各学校のデータについて

各コース毎のページに記載されている学校の内容やデータは、あくまでも過去の統計に基づく参考資料です。従って「必ず」や「保証」などの特記がない限り、お約束されている内容ではありません。また、「学校選びのポイント」マークはパンフレット作成時のデータに基づいています。

### その他

研修参加中に何か問題があつた場合、帰国後のお申出では取り返しのつかないことが多いため、現地での問題はすぐに学校の責任者またはアドバイザーへ相談し、早めの問題解決を心掛けてください。国外では「沈黙」＝「不満なし」と解釈されれます。

また、滞在する地域は文化・習慣などが日本と異なるということをご理解いただき、ご自身の行動には責任を持ち、節度ある行動と積極的なコミュニケーションをもって、滞在が有意義なものになるようになります。

| 時間帯の目安 |       |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 早朝     | 午前    | 午後    | 夜     | 深夜    |       |
| 04:00  | 07:00 | 12:00 | 18:00 | 23:00 | 04:00 |

### 国内空港施設使用料・海外空港諸税について

#### 国内空港施設使用料（税込み）

成田国際空港施設使用料（大人2,610円）、羽田国際空港施設使用料（大人2,570円）、関西国際空港施設使用料（大人3,040円）、中部国際空港施設使用料（大人2,570円）は旅行代金に含まれておらず、旅行代金とあわせてお支払いください。※成田、関西空港の料金には旅客保安サービス料が含まれています。

#### 海外空港諸税

渡航先の国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等（出入国税、空港施設使用料、税関審査料）などの支払いが義務付けられています。当プログラムの旅行代金には海外空港諸税は含まれておらず、旅行代金とともにお支払いください。複数の国や都市に渡航する旅程では、海外空港諸税はその都度必要となります。また、利用する航空便の経由する空港や国・都市の通過経路によってその合計額が異なる場合がありますので、お問い合わせ時に、所要額詳細をご利用便ごとにご案内いたします。

### 燃油サーチャージについて

#### 燃油サーチャージとは

燃油サーチャージとは、原油の高騰に伴って、航空会社の企業努力で吸収しきれない燃油価格の一部を、乗客の皆様にご負担いただく追加運賃のことです。本来であれば、燃料経費は航空運賃に含まれるものですが、燃油価格の激しい変動に対応するため、また、お客様に分かりやすくご提示するために、通常の航空運賃とは別に徴収されるものです。国土交通省は、燃油価格が一定水準に戻るまでという廃止条件を明確にし、通常の運賃に付加して、全てのお客様に一律ご負担頂く这样一个新しい形式のこの追加運賃を認可いたしました。つまり、燃油価格が下落した際に引き下げ、または廃止されますが、逆に燃油価格の高騰が続ければ負担額がさらに増えります。また、燃油サーチャージは航空会社により金額が異なります。